

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当J-Adviserの名称】

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4 【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券

発行者情報

2025年12月25日

株式会社エクシオホールディングス
(EXEO HOLDINGS Inc.)

代表取締役 佐伯 猛

神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号
横浜ランドマークタワー38階

050-3819-0088 (代表)

取締役 佐藤 道子

Jトラストグローバル証券株式会社

代表取締役社長 矢田 耕一

東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー7階

<https://www.jtg-sec.co.jp>

03-4560-0200 (代表)

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社エクシオホールディングス

<https://www.exeo-holdings.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期 中間連結会計期間	第2期 中間連結会計期間	第1期
会計期間	自2024年7月1日至2024年9月30日	自2025年4月1日至2025年9月30日	自2024年7月1日至2025年3月31日
売上高 (千円)	632,985	1,578,597	2,162,583
経常利益 (千円)	25,706	71,799	299,289
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (千円)	15,462	69,635	177,196
中間包括利益又は包括利益 (千円)	15,462	69,635	177,196
純資産額 (千円)	854,721	1,086,091	1,016,456
総資産額 (千円)	1,677,225	1,998,041	1,870,170
1株当たり純資産額 (円)	4,070.10	5,171.86	4,840.26
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	73.62	331.59	843.79
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	316.60	—
自己資本比率 (%)	51.0	54.4	54.4
自己資本利益率 (%)	1.8	6.4	17.4
株価収益率 (倍)	—	14.9	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	79,972	345,348	220,148
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△ 4,770	△ 87,712	△ 174,119
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△ 47,184	11,084	△ 41,782
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	526,106	771,056	502,336
従業員数(外、臨時雇用者数) (人)	307(381)	346(448)	284(409)

(注)

- 当社は、2024年7月1日設立のため、2024年3月期以前に係る記載はしておりません。
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は2025年6月に上場したため、未上場期間においては、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
- 株価収益率については、当社株式は2025年6月に上場したため、当社株式が2025年以前において非上場であるため記載しておりません。
- 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を()内に外数で記載しております。
- 株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第1期連結会計期間の連結財務諸表については、監査法人FRIQの監査を受けております。また、第1期中間連結会計期間および第2期中間連結会計期間の中間連結財務諸表については、監査法人FRIQにより期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間における、主要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2025年9月30日現在

セグメントの名称	保育事業	飲食事業	その他事業	共通	合計
従業員数（人）	304 (390)	13 (56)	5 (-)	24 (2)	346 (448)

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート・アルバイトを含む）は、年間の平均人員を（）外数で記載しております。

（2）発行者の状況

当社は純粹持株会社であるため、記載を省略しております。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、引き続き内需やインバウンド需要の回復が見られる一方で、地政学的リスクの長期化に伴う原材料価格の高止まりや、原油価格の変動による物流コストの上昇、人手不足に起因する人件費の増加など、企業活動や個人消費に対する下押し圧力が継続しております。また、アメリカをはじめとする主要国の金融政策の動向や為替の変動など、先行き不透明な経済環境が続いております。

当社グループが属する子育て支援事業を取り巻く環境は、こども家庭庁が推進することも・子育て支援強化策を盛り込んだ「こども未来戦略」が2023年12月に閣議決定されました。また、「こども・子育て支援加速化プラン」が2024年度から2026年度までを集中取組期間とし、「すべてのこども・子育て世帯への支援」「共働き・共育ての推進」などの少子化対策を加速させることも・子育て応援の強化策をスタートしております。そのため、共働き家庭の増加に伴い、柔軟な保育サービス（短時間保育、一時預かりなど）の需要が高まっています。また、保育の質向上を目指し、職員配置基準の改善や保育士の待遇改善が進められており、デジタル技術を活用した業務効率化（DX）が進展し、保育現場でのICT化が進んでいます。

保育事業におきましては、2025年4月に開園した小規模保育施設の運営を順調に開始し、地域のニーズに即した保育サービスの提供を進めております。また、保育士の待遇改善や研修制度の充実を通じて、サービスの質向上に取り組んでまいりました。

飲食事業におきましては、外食需要の回復基調を捉え、営業時間延長、集客施策やプロモーション活動を強化いたしました。一方で、原材料価格の高騰が継続しており、価格改定やメニュー構成の見直しを行うことで収益性の確保に努めてまいりました。

その結果、当中間連結会計期間の業績につきましては、売上高1,578,597千円、営業利益60,090千円、経常利益71,799千円、親会社株主に帰属する中間純利益は69,635千円となりました。

なお、前中間連結会計期間は2024年7月から2024年9月までの3ヵ月間のため、前年同期比につきましては記載を省略しております。

セグメントの業績については、次のとおりであります。

①保育事業

保育事業におきましては、当中間連結会計期間において新規に開設した施設が5施設あり、各施設において保育の質向上及び効率的な施設運営に注力いたしました。

その結果、当中間連結会計期間における保育園の数は認可保育所が1施設、小規模保育所が49施設、企業主導型保育所が1施設の合計51施設となり、保育事業の売上高は1,376,586千円、セグメント利益は215,674千円となりました。

②飲食事業

飲食事業におきましては、幅広くお客様にご利用いただくための新メニュー開発に注力し、お客様に楽しく元気になっていただけるカフェを目指し、さらなるサービス向上に努めております。当中間連結会計期間においては、ディナー営業開始に合わせ、カイラー押しメニューをお得にお召し上がりいただけるディナーセットの提供を始めました。その結果、飲食事業の売上高は174,346千円、セグメント利益は5,465千円となりました。

③その他

ICT事業を含むその他の事業におきましては、新規自治体4件（4施設）、民間2件を獲得しました。その結果、その他の事業の売上高は27,664千円、セグメント損失は9,920千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業キャッシュ・フロー345,348千円を獲得した一方、投資キャッシュ・フロー-87,712千円の費消、財務キャッシュ・フロー-11,084千円を獲得いたしました。その結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は771,056千円となっております。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

なお、前中間連結会計期間は2024年7月から2024年9月までの3ヵ月間のため、前年同期比につきましては記載を省略しております。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、増加した資金は345,348千円となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益の計上86,874千円、減価償却費の計上42,926千円、固定資産圧縮損の計上73,183千円、賞与引当金の増加額126,993千円、売掛金及び契約資産の減少額73,174千円による収入があった一方で、法人税等の支払額85,475千円による支出があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、減少した資金は-87,712千円となりました。これは主に、新規開園にかかる有形固定資産の取得による支出80,995千円、無形固定資産の取得による支出7,245千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、増加した資金は-11,084千円となりました。これは主に、長期借入金の収入が12,084千円、長期借入金の返済による支出1,000千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

当中間連結会計期間（2025年4月1日～2025年9月30日）

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
保育事業	1,376,586	—
飲食事業	174,346	—
その他事業	27,664	—
合計	1,578,597	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

- 当社は2024年7月1日に株式会社エクシオジャパンを完全子会社とする単独株式移転により、持株会社として設立されました。2025年3月期中間連結財務諸表は変則的な決算となっており、会計期間が3ヵ月間であるため、対前年同期比は記載しておりません。
- 主な都道府県別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

地域別	販売高(千円)	割合(%)
千葉県	384,081	24.3
神奈川県	203,103	12.9
滋賀県	177,354	11.2
その他	814,059	51.6
合計	1,578,597	100.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 少子化について

当社グループは、保育事業を主要な事業としており、認可保育所・小規模保育及び受託保育事業を展開しております。少子化が急速に進行し、市場が著しく縮小した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制等について

事業活動を行う上で、「児童福祉法」、「建築基準法」、「食品衛生法」等様々な法規制の適用を受けております。法令・諸規則遵守の強化を図るため、内部管理体制の整備・強化に努めております。しかしながら、今後、国や自治体の方針の変更による法令等の改正が実施され、補助金の削減や株式会社による保育所の開設が認められなくなる等の方針転換がなされた場合や、今後、何らかの原因により許認可や指定が行政機関から取消された場合、法律に抵触する事態が生じた場合には、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

セグメントの名称	法令名	許認可等の名称	監督官庁	主な取消事由
保育事業	児童福祉法	認可、認証、認定等 企業主導型保育に係る助成	厚生労働省 内閣府 都道府県及び市町村	関係法令の規定水準に達しない場合 や給付費の請求に関し不正があったとき 改善命令や事業の停止命令に従わず、違反したとき
	労働者派遣法	一般労働者派遣事業許可	厚生労働省	許可の欠格事由に該当するとき（労働者派遣法第6条に定められている条項に抵触した場合等） 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律もしくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく政省令もしくは处分に違反したとき
	職業安定法	職業紹介事業許可	厚生労働省	許可の欠格事由に該当するとき（職業安定法第32条に定められている条項に抵触した場合等） 職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく政省令もしくは处分に違反したとき
	建築基準法	許可	国土交通省 都道府県及び市町村	建築物の敷地・設備・構造・用途等の規定水準に達しないとき
	食品衛生法	許可	厚生労働省 都道府県	食中毒等の事故を起こしたとき
飲食事業	食品衛生法	許可	厚生労働省 都道府県	食中毒等の事故を起こしたとき

(3) 国や自治体による方針や関連法規制等の改訂等について

保育所の設置認可に係る規制緩和が2000年に実施され、株式会社の参入が認められるなど、国及び自治体は待機児童解消に向け、様々な施策を実施しております。しかしながら、今後国や自治体の方針の変更による法令等の改正が実施され、補助金の削減や株式会社による保育所の開設

が認められなくなる等の方針転換がなされた場合に、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

（4）人材の確保及び育成について

保育事業では新規施設の増加に伴い、保育士や栄養士、調理スタッフの確保が必要となっております。採用活動の強化のため、ホームページでの採用活動、ポスティングの採用活動、社員紹介制度の構築等の施策も実施しております。また、教育研修制度の充実を進め、人材の育成と離職率の低下に向けた取り組みを行っております。しかしながら、施設数の増加に人材の確保が追いつかない場合には、既存施設の運営や新規施設の開園計画に遅延等を及ぼす可能性があり、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

飲食事業は、その多くが労働集約型であり、事業を遂行する上で労働力としての人材確保が重要であります。必要な人材の確保と育成がままならない場合、お客様を満足させることができないサービスを提供することになり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、重要な当該リスクが顕在化する可能性は現時点で認識しておりませんが、人手不足による軽微な影響は発生しております。当該リスクへの対応につきましては、採用活動を通じ、安定して人材の確保ができるよう努めております。また、飲食事業では外国人労働者の積極的な採用も一つの対策として考えます。外国人労働者を採用する際には、出入国管理及び難民認定法などの法令を遵守し、労働力の安定確保に努めてまいります。

ICTサービスでは、優秀な人材の採用と育成に努めておりますが、優秀な人材の確保できない場合は、顧客ニーズや技術革新に対応できず、事業展開が制約され、事業計画を達成できない可能性があります。

（5）運営施設における事故等のリスクについて

保育施設等の運営において見守りカメラの設置や整理整頓の徹底、安全に対するマニュアルを設置し、園児の安全を確保する体制を整備しており、過去に業績に多大な影響を与えるような事故等は発生しておりません。しかしながら、万が一重大な事故等が発生し、所管する自治体等からの事業停止命令を受けた場合や、保護者等から損害賠償請求を受けた場合、ならびに風評被害等により多数の園児の退園が生じた場合には、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

（6）自然災害について

当社グループの運営する施設は全国に点在しております。そのため大規模な地震や火災・集中豪雨等による水害等の発生により、園児や従業員、施設の建物が被害を受けた場合、当該施設のすべての運営が困難とはなりませんが、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また飲食事業は、緊急時における社内体制の整備や事故防止の対策を講じておりますが、当社グループが営業する店舗や施設の周辺において大規模な自然災害や予期せぬ事故等が発生し、店舗や施設に物的損害や人的な被害を被った場合、及び商品やその他資材等の調達先に影響する何らかの事故等が発生した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（7）大規模感染症、伝染病等について

世界的に拡大した、新型コロナウィルス感染症のような大規模感染症や、伝染病の流行等による不測の事態が発生した場合には、全社員の就業時間中におけるマスク着用の徹底、出勤時のアルコール消毒と手洗い、体温管理などを実施し、感染症の拡大及びそれに伴う影響を最小限にとどめるための対応等にあたりますが、感染症の影響が当社グループの想定を上回る規模に拡大す

ることや、緊急事態宣言等の発令により営業を制限された場合、施設や店舗の休業や営業活動及び現場作業の停止等、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 季節変動について

保育所は4月に新規開設されるものが大部分となっております。そのため、上半期において、多額の開設準備費用が計上される傾向にあります。また保育事業においては、毎年4月になると2歳児等クラスが連携園へ進級する一方、新規0歳児は月齢を満たした後に入園することから、児童数が一時的に減少する傾向があります。このため、上半期は下半期と比較して在園率が減少する傾向があります。

(9) 個人情報の保護について

当社グループは、事業を通じて取得した園児をはじめ、保護者や顧客が保有している個人情報を保有しております。当社グループによる個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」が適用され、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理は事業運営上の重要事項と捉えております。当社グループは「個人情報保護規程」「特定個人情報取扱規程」「情報セキュリティ管理規程」を制定し、社内教育等を行うことで、適切な運用に努めております。しかしながら、外部からの不正アクセスやその他予期せぬ事態により、情報漏洩が発生した場合には、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の低下等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) インターネットによる風評被害について

ソーシャルメディアの急激な普及に伴い、インターネット上の書き込みなどによる風評被害が発生・拡散した場合、その内容の正確性に関わらず、ブランドイメージの低下を招き、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。具体的には当社グループ役員や従業員による事件・事故・不祥事や、法令違反などの不適切行為、当社グループのサービスにご満足いただけなかった場合などを想定しております。当社グループでは、当該リスクを最低限に抑えるため、社内でのコンプライアンス研修・定期的な内部監査の実施、内部通報制度の運用、反社会的勢力排除研修等に取り組んでいます。また、風評被害の恐れのある情報を監視するとともに、リスクが認識された場合には、法令・規則に則り迅速に対応する体制を整えております。

(11) 食品の安全性に伴うリスクについて

保育事業では園児に対して給食を提供していることから食品衛生法に基づき、厳正な食材管理並びに衛生管理を実施し、食中毒などの事故防止に努めております。飲食事業は、食の「安全」と「安心」を守るために様々な取り組みを進めておりますが、製造過程や店舗等での販売時点において異物混入等が発生した場合や食中毒事故等が発生した場合、所管保健所からの営業許可証の取り消し、営業の禁止、一定期間における営業停止処分、被害者からの多額の損害賠償などのほか、お客様からの信用の低下により、いずれも当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) システムリスクについて

ICTサービスにおいては、コンピュータシステム、クラウドサービスや通信ネットワークに依存しております。そのため、システム障害の発生やサイバー攻撃によるシステムダウン等を回避すべく、システムの稼働状況の監視、システムの二重化、バックアップ、各種セキュリティ対策等により未然防止策を実施しております。しかし、このような対応にもかかわらず、大規模なシステム障害の発生、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピュータウィルスの侵入等により、コン

ピュータシステムの停止、重要データの流出・破壊・改ざん等が生じた場合には、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) テーマパークへの依存について

飲食事業はディズニーリゾート内のイクスピアリで営業しているため、テーマパークの営業時間や季節性によって集客が大きく左右され、来客数の安定化が課題です。テーマパークの人気や新規施設のオープンなど競合環境の変化により、集客や売上に影響が出るリスクも考えられます。また、テーマパークが閉園するなどで観光客の流入が途絶えるリスクも当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) ライセンス契約について

飲食事業はハワイ本店のKaila Enterprises DBA Café Kailaとのライセンス契約を行って、事業を展開しています。これらのライセンス契約が破綻した場合、カフェカイラというブランドを使用して運営をすることができないため、その際は当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) システム開発・構築支援事業について

ICTサービスにおけるシステム開発・構築支援事業では、案件を受注する前に徹底的な審査を行っております。しかし、受注後にプロジェクトの進行が遅延した場合は、コストの増加・機会費用の発生・遅延損害金の発生等により、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 創業者依存について

当社の代表取締役である佐伯猛は、株式会社エクシオジャパンの創業者であります。同氏は保育業界に精通しており、経営戦略等の策定において重要な役割を果たしております。当社グループでは、役員等への権限移譲やコーポレート・ガバナンス体制の構築により、同氏に過度に依存しない経営体制を整備しておりますが、何らかの事情により同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合は、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(17) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのはJトラストグローバル証券株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかつたときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

〈J-Adviser 契約上の義務〉

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するため必要な協力をすること
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

〈J-Adviser契約解除に関する条項〉当社(以下、「甲」とします。)において下記の事象が発生した場合には、Jトラストグローバル証券株式会社(以下、「乙」とします。)からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかつたとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下、「産活法」という。)第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a)次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b)規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙

が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託したこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑯反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PR 0 Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑰その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適當と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかつたときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めに關わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1 カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手先の名称	契約の名称	契約期間	契約内容
株式会社エクシオジャパン	Kaila Enterprises DBA Café Kaila	カフェカイラ ライセンス契約	契約日：2020年 6月1日 更新日：2027年 5月31日	年間ライセンス料及び 店舗内におけるグッズ販売料

(注) 当初の契約期間は 2012年7月1日から2015年6月30日まででしたが、店舗移転のため新契約を締結いたしました。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当中間連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて127,870千円増加し、1,998,041千円となりました。流動資産は、前連結会計年度末に比べて163,561千円増加し、1,027,126千円となりました。主な要因は現金預金が268,720千円増加し、売掛金が77,585千円、貯蔵品が22,911千円減少したことによるものであります。固定資産は、前連結会計年度末に比べて35,690千円減少し、970,914千円となりました。主な要因は新規保育園開園による固定資産圧縮損の計上により、有形固定資産が69,885千円減少し、繰延税金資産の増加により投資その他の資産が増加したことによるものであります。

(負債)

当中間連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末に比べて58,235千円増加し、911,949千円となりました。流動負債は前連結会計年度末に比べて59,042千円増加し、524,101千円となりました。主な要因は、賞与引当金が126,993千円、前受金及び契約負債が15,721千円増加し、未払金が63,416千円、未払法人税等が26,262千円減少したことによるものであります。固定負債は、前連結会計年度末に比べて807千円減少し、387,848千円となりました。主な要因は、長期借入金が11,084千円増加し、繰延税金負債が12,968千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて69,635千円増加し、1,086,091千円となりました。主な要因は、親会社株主に帰属する中間純利益の計上により、利益剰余金が69,635千円増加したことによるものであります。

これらにより自己資本比率は54.4%（前連結会計年度末は54.4%）となりました。

(3) 経営成績の分析

第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1) 業績に記載しております。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】に記載しております。

(5) キャッシュ・フローの状況

第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当中間連結会計期間における設備投資は、2025年4月に開設した新規保育園にかかる設備投資において、補助金による圧縮記帳73,183千円を行い、工具器具備品及び一括償却資産にてPC等購入に2,113千円の投資を行いました。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 発行者

重要な設備の取得及び除売却はありません。

(2) 国内子会社

2025年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額						従業員数 (名)
				建物 (千円)	構築物 (千円)	器具及び 備品 (千円)	土地 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
株式会社エクシオジヤパン	本社（神奈川県横浜市西区みなとみらい）	全社 その他事業	事務所	24,394	-	3,339	-	-	27,733	29 (2)
	サンライズキッズ保育園 白馬園	保育事業	保育施設	16,371	1,581	422	29,968	-	48,344	7 (4)
	サンライズキッズ保育園 境港園	保育事業	保育施設	31,789	-	29	8,511	-	40,329	6 (8)
	サンライズキッズ保育園 豊科園	保育事業	保育施設	11,742	761	0	13,008	-	25,512	5 (10)
	サンライズキッズ保育園 岡垣園	保育事業	保育施設	24,755	3,111	100	-	-	27,966	7 (7)
	サンライズキッズ保育園 その他47園	保育事業	保育施設	493,847	5,382	6,273	47,000	2,420	554,924	279 (361)
	カフェカイラ	飲食事業	店舗設備	21,690	-	3,738	-	-	25,429	13 (56)
	合計			624,590	10,837	13,904	98,488	2,420	750,241	346 (448)

(注) 1. 上記の金額には消費税等を含めておりません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書きしております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2026年4月保育園の新規開園予定に伴う設備投資を行う計画であります。

2025年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額(千円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
				総額	既支払額			
(株)エクシオ ジャパン	保育園 (長野県 北安曇郡 松川村)	保育事業	土地、建物、 店舗設備及び 什器等	120,164	25,990	自己資金	2025年 12月	2026年 3月
(株)エクシオ ジャパン	保育園 (長野県 上田市)	保育事業	店舗設備及び 什器等	40,669	715	自己資金	2025年 12月	2026年 3月
(株)エクシオ ジャパン	保育園 (長野県 松本市)	保育事業	土地、店舗設 備及び什器等	52,521	14,715	自己資金	2025年 12月	2026年 3月

(2) 重要な設備の除却等

当社グループの重要な設備等の除却等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年12月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	840,000	630,000	210,000	210,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	840,000	630,000	210,000	210,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当社は、2024年7月1日に株式会社エクシオジャパンの株式移転の方法により設立されました。当該株式移転に際して、2024年6月30日時点において株式会社エクシオジャパンが発行している新株予約権の新株予約権者に対し、所有する株式会社エクシオジャパンの新株予約権1個につき、当社の新株予約権1個の割合をもって割当交付いたしました。

当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

株式会社エクシオホールディングス第1回新株予約権

決議年月日	2024年7月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員1名、子会社役員1名及び従業員等19名
新株予約権の数(個)※	77(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 77(注)1.3
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	4,953(注)2.3.4
新株予約権の行使期間※	2024年7月1日から2027年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 4,953 資本組入額 2,477
新株予約権の行使の条件※	(注)3

※当中間会計期間末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年11月30日)において、記載すべき内容が当中間会計期間の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)

- 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は 1 株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \frac{\text{調整前行使金額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る振込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{cccccc} & \text{既発行} & \text{調整前} & \text{新規発行} & \text{1 株当たり} \\ \text{調整後} & \text{株式数} \times & \text{行使価額} & + & \text{株式数} \times & \text{振込金額} \\ = & & & & & \\ \text{行使価額} & & \text{既発行株式数} & + & \text{新株発行株式数} & \end{array}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所（ただし、TOKYO PRO Market その他のプロ投資家向け市場（金融商品取引法第 2 条第 32 項に定められている特定取引所金融商品市場をいう。）を除く。）に上場することを条件とする。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社

は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1. に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記3. に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。

2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の決定は、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当該株式の評価簿価純資産法、DCF法及び直近取引事例を参考にし、総合的に勘案して決定しております。

株式会社エクシオホールディングス第2回新株予約権

決議年月日	2024年7月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役員1名、子会社役員1名及び従業員等28名
新株予約権の数（個）※	1,123（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,123（注）1.3
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,427（注）2.3.4
新株予約権の行使期間※	2024年7月1日から2028年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 3,427 資本組入額 1,714
新株予約権の行使の条件※	（注）3

※当中間会計期間末日（2025年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年11月30日）において、記載すべき内容が当中間会計期間の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）

- 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
- 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる

$$\text{調整後行使金額} = \frac{1}{\text{分割・併合の比率}} \times \text{調整前行使金額}$$

また、当社が行使価額を下回る振込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{振込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ③ 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所（ただし、TOKYO PRO Market その他のプロ投資家向け市場（金融商品取引法第 2 条第32項に定められている特定取引所金融商品市場をいう。）を除く。）に上場することを条件とする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記 1. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記 2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
前記 3. に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由

- 1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。
- 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の決定は、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当該株式の評価簿価純資産法、DCF法及び直近取引事例を参考にし、総合的に勘案して決定しております。

株式会社エクシオホールディングス第3回新株予約権

決議年月日	2024年7月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役員1名、子会社役員1名及び従業員等40名
新株予約権の数（個）※	1,040（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,040（注）1.3
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	2,775（注）2.3.4
新株予約権の行使期間※	2024年7月1日から2029年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,775 資本組入額 1,388
新株予約権の行使の条件※	（注）3

※当中間会計期間末日（2025年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年11月30日）において、記載すべき内容が当中間会計期間の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）

1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る振込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

	既発行	調整前	新規発行	1株当たり
調整後	株式数	× 行使価額	+	株式数 × 振込金額
行使価額	既発行株式数 + 新株発行株式数			

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所（ただし、TOKYO PRO Marketその他のプロ投資家向け市場（金融商品取引法第2条第32項に定められている特定取引所金融商品市場をいう。）を除く。）に上場することを条件とする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1.に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記3. に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。

2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の決定は、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当該株式の評価簿価純資産法、DCF法及び直近取引事例を参考にし、総合的に勘案して決定しております。

株式会社エクシオホールディングス第4回新株予約権

決議年月日	2024年7月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役員1名、子会社役員1名及び従業員等12名
新株予約権の数（個）※	3,451（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 3,451（注）1. 3
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	4,045（注）2. 3. 4
新株予約権の行使期間※	2024年7月1日から2032年3月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 4,045 資本組入額 2,023
新株予約権の行使の条件※	（注）3

※当中間会計期間末日（2025年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年11月30日）において、記載すべき内容が当中間会計期間の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)

1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \frac{1}{\text{分割・併合の比率}} \times \text{調整前行使金額}$$

また、当社が行使価額を下回る振込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{既発行} \quad \text{調整前} \quad \text{新規発行} \quad \text{1株当たり} \\ \text{調整後} & = \frac{\text{株式数} \times \text{行使価額} + \text{株式数} \times \text{振込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}} \\ \text{行使価額} & \end{aligned}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所（ただし、TOKYO PRO Marketその他のプロ投資家向け市場（金融商品取引法第2条第32項に定められている特定取引所金融商品市場をいう。）を除く。）に上場することを条件とする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまで

に掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1.に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2.で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。

2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の決定は、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当該株式の評価簿価純資産法、DCF法及び直近取引事例を参考にし、総合的に勘案して決定しております。

株式会社エクシオホールディングス第5回新株予約権

決議年月日	2025年2月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役員2名、子会社役員1名及び従業員等34名
新株予約権の数（個）※	77（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 7,700（注）1.3
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	4,100（注）2.3.4
新株予約権の行使期間※	2027年2月18日から2040年2月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 4,100 資本組入額 2,050
新株予約権の行使の条件※	（注）3

※当中間会計期間末日（2025年9月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年11月30日）において、記載すべき内容が当中間会計期間の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）

- 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株あります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

- 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使金額} = \frac{\text{調整前行使金額} \times \text{分割・併合の比率}}{1}$$

また、当社が行使価額を下回る振込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{cccc} \text{既発行} & \text{調整前} & \text{新規発行} & \text{1株当たり} \\ \text{株式数} \times \text{行使価額} & + & \text{株式数} \times \text{振込金額} & \\ \hline \text{調整後} & & & \\ \text{行使価額} & = & \text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数} & \end{array}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所（ただし、TOKYO PRO Marketその他のプロ投資家向け市場（金融商品取引法第2条第32項に定められている特定取引所金融商品市場をいう。）を除く。）に上場することを条件とする。

- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1.に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2.で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がな

された場合)は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。

2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の決定は、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当該株式の評価簿価純資産法、DCF法及び直近取引事例を参考にし、総合的に勘案して決定しております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年4月1日～ 2025年9月30日	－	210,000	－	50,000	－	－

(6) 【所有者別状況】

2025年9月30日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融 機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等	個人 以外	個人	
株主数 (人)	－	－	－	1	－	－	1	2
所有株式数 (単元)	－	－	－	1	－	－	2,099	2,100
所有株式数の 割合 (%)	－	－	－	0.05	－	－	99.95	100.00

(7) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する所 有株式数の 割合（%）
佐伯 猛	神奈川県横浜市	209,900	99.95
株ONODERA GROUP	東京都千代田区大手町1-1-3	100	0.05
計	—	210,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 210,000	2,100	権利内容に何ら限定のない、当社 における標準となる株式であり、 単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	210,000	—	—
総株主の議決権	—	2,100	—

(注) 2025年2月26日付で100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

1 【株式等の状況】 (2) 【新株予約権等の状況】に記載しております。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近 6 月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年 4 月	2025年 5 月	2025年 6 月	2025年 7 月	2025年 8 月	2025年 9 月
最高 (円)	-	-	4,950	-	-	-
最低 (円)	-	-	4,950	-	-	-

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) における取引価格であります。

2. 当社は2025年 6 月 6 日に東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) に上場し、2025年 7 月から2025年 9 月について、東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) における売買実績はありません。

3 【役員の状況】

2025年 6 月 30 日付発行者情報公表日以後、当中間連結会計期間に係る発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人FRIQによる期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	642,381	911,101
売掛金及び契約資産	145,546	72,372
未収入金	8,956	1,626
商品	2,899	3,105
貯蔵品	27,293	4,381
その他	36,488	34,539
流動資産合計	863,565	1,027,126
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	727,668	624,590
構築物(純額)	11,469	10,837
工具、器具及び備品(純額)	21,500	13,904
土地	59,488	98,488
その他	—	2,420
有形固定資産合計	820,127	750,241
無形固定資産		
ソフトウェア	11,507	15,741
その他	693	2,099
無形固定資産合計	12,201	17,840
投資その他の資産		
敷金及び保証金	171,907	172,392
繰延税金資産	—	29,004
その他	6,024	4,519
貸倒引当金	△3,655	△3,084
投資その他の資産合計	174,276	202,832
 固定資産合計	1,006,605	970,914
資産合計	1,870,170	1,998,041

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	8,907	12,885
未払金	267,313	203,896
未払費用	35,167	43,394
未払法人税等	99,136	72,873
前受金及び契約負債	24,662	40,384
賞与引当金	—	126,993
その他	29,871	23,673
流動負債合計	465,058	524,101
固定負債		
長期借入金	16,178	27,263
資産除去債務	356,849	357,925
長期預り金	2,660	2,660
繰延税金負債	12,968	—
固定負債合計	388,655	387,848
負債合計	853,714	911,949
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
利益剰余金	966,456	1,036,091
株主資本合計	1,016,456	1,086,091
純資産合計	1,016,456	1,086,091
負債純資産合計	1,870,170	1,998,041

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	632,985	1,578,597
売上原価	543,569	1,367,378
売上総利益	89,415	211,219
販売費及び一般管理費	※1 70,223	※1 151,128
営業利益	19,192	60,090
営業外収益		
受取利息	37	596
受取家賃	3,358	9,321
債務免除益	2,417	-
保険解約返戻金	-	838
その他	763	1,046
営業外収益合計	6,577	11,802
営業外費用		
為替差損	20	18
その他	44	76
営業外費用合計	64	94
経常利益	25,706	71,799
特別利益		
補助金収入	-	88,259
特別利益合計	-	88,259
特別損失		
固定資産除却損	-	0
固定資産圧縮損	-	※2 73,183
特別損失合計	-	73,183
税金等調整前中間純利益	25,706	86,874
法人税、住民税及び事業税	10,243	59,212
法人税等調整額	-	△41,972
法人税等合計	10,243	17,239
中間純利益	15,462	69,635
非支配株主に帰属する中間純利益	-	-
親会社株主に帰属する中間純利益	15,462	69,635

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	15,462	69,635
中間包括利益	15,462	69,635
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	15,462	69,635
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	25,706	86,874
減価償却費	19,385	42,926
債務免除益	△2,417	-
補助金収入	-	△88,659
固定資産圧縮損	-	73,183
貸倒引当金の増減額（△は減少）	123	△570
賞与引当金の増減額（△は減少）	38,591	126,993
受取利息	△37	△596
受取家賃	△3,358	△9,321
売掛金及び契約資産の増減額（△は増加）	△9,082	73,174
棚卸資産の増減額（△は増加）	2,779	22,758
仕入債務の増減額（△は減少）	2,852	3,978
未払金の増減額（△は減少）	△9,409	△25,954
未払費用の増減額（△は減少）	1,344	8,226
前受金及び契約負債の増減額（△は減少）	△24,242	15,721
未払消費税の増減額（△は減少）	4,754	△2,817
その他の資産の増減額（△は増加）	6,512	9,769
その他の負債の増減額（△は減少）	29,803	△3,380
その他	△10,999	△60
小計	72,306	332,246
利息の受取額	37	596
家賃の受取額	3,358	9,321
補助金の受取額	-	88,659
法人税等の支払額（△は支払）	4,269	△85,475
営業活動によるキャッシュ・フロー	79,972	345,348
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	-	△80,995
無形固定資産の取得による支出	△1,743	△7,245
敷金及び保証金の返還による収入	66	382
敷金及び保証金の預入による支出	△4,413	△854
その他	1,320	1,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,770	△87,712

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 7月 1日 至 2024年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月 30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金純増減額	△50,000	-
長期借入れによる収入	2,849	12,084
長期借入金の返済による支出	△34	△1,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△47,184	11,084
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	28,016	268,720
現金及び現金同等物の期首残高	498,089	502,336
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 526,106	※ 771,056

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(税金費用の計算)

前中間連結会計期間における税金費用については、前中間連結会計期間を含む前連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しておりましたが、より適切に中間連結財務諸表へ反映させるため、当中間連結会計期間における税金費用については、原則法により計算しております。

なお、この変更による影響額は軽微のため、遡及適用は行っておりません。

(中間連結損益計算書関係)

※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 7月 1日 至 2024年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月 30日)
役員報酬	12,208千円	24,698千円
給料及び手当	19,517	39,795
賞与引当金繰入額	3,874	3,110
退職給付費用	1,230	3,372
地代家賃	6,598	12,855
支払手数料	6,657	22,135

※2. 固定資産圧縮損に係る内容は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 7月 1日 至 2024年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月 30日)
建物	-	68,049千円
工具器具備品	-	5,133
計	-	73,183

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年 7月 1日 至 2024年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月 30日)
現金及び預金勘定	666,148千円	911,101千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△140,042千円	△140,045千円
現金及び現金同等物	526,106千円	771,056千円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、保育事業、飲食事業を営んでおり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前中間連結会計期間（自 2024年7月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	保育事業	飲食事業	計		
一時点で認識される収益	1,002	77,825	78,827	2,226	81,055
一定の期間にわたり認識される収益	543,349	—	543,349	8,581	551,930
顧客との契約から生じる収益	544,352	77,825	622,177	10,808	632,985
外部顧客への売上高	544,352	77,825	622,177	10,808	632,985

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ICT事業等であります。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	保育事業	飲食事業	計		
一時点で認識される収益	6,292	174,346	180,638	6,126	186,765
一定の期間にわたり認識される収益	1,370,294	—	1,370,294	21,537	1,391,832
顧客との契約から生じる収益	1,376,586	174,346	1,550,932	27,664	1,578,597
外部顧客への売上高	1,376,586	174,346	1,550,932	27,664	1,578,597

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ICT事業等であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自2024年7月1日 至2024年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結財務 諸表計上額 (注) 3
	保育事業	飲食事業	計				
売上高 顧客との契約から生じる収益	544,352	77,825	622,177	10,808	632,985	-	632,985
外部顧客への売上高	544,352	77,825	622,177	10,808	632,985	-	632,985
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	544,352	77,825	622,177	10,808	632,985	-	632,985
セグメント利益又は 損失(△)	98,535	2,395	100,930	△11,514	89,415	△ 70,223	19,192

(注)

1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ICT事業等であります。

2. 調整額は、全社部門等の金額であります。

3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結財務 諸表計上額 (注) 3
	保育事業	飲食事業	計				
売上高 顧客との契約から生じる収益	1,376,586	174,346	1,550,932	27,664	1,578,597	-	1,578,597
外部顧客への売上高	1,376,586	174,346	1,550,932	27,664	1,578,597	-	1,578,597
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	1,376,586	174,346	1,550,932	27,664	1,578,597	-	1,578,597
セグメント利益又は 損失(△)	215,674	5,465	221,139	△9,920	211,219	△151,128	60,090

(注)

1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ICT事業等であります。

2. 調整額は、全社部門等の金額であります。

3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1 株当たり中間純利益	73.62円	331.59円
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	一円	316.60円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は2025年6月に上場したため、未上場期間においては、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 1 株当たり中間純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1 株当たり中間純利益		
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	15,462	69,635
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	15,462	69,635
普通株式の期中平均株式数(株)	210,000	210,000

潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益		
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円)	—	—
(うち支払利息 (税額相当額控除後) (千円))	(—)	(—)
普通株式増加数 (株)	—	9,946
(うち転換社債型新株予約権付社債 (株))	(—)	(—)
(うち新株予約権 (株))	(—)	(9,946)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 中間純利益の算定に含めなかつた潜在株式の概要	—	新株予約権 1 種類 (普通株式77株) なお、新株予約権の概要は 「第4 発行者の状況 1株 式等の状況 (2) 新株予約 権等の状況」に記載のとお りであります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年12月25日

株式会社エクシオホールディングス

取締役会 御中

監査法人 F R I Q
東京都千代田区

指 定 社 員
業務 執 行 社 員
公認会計士

指 定 社 員
業務 執 行 社 員
公認会計士

山本 敬
大賀 隆史

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エクシオホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エクシオホールディングス及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいていいるが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上